令和4年度 第3回埼玉県障害者施策推進協議会

日時:令和5年2月15日(水)午後2時00分~4時00分

場所:埼玉会館 7 B会議室

出席委員:佐藤委員、曽根委員、大島委員、田中委員、八木井委員、羽生田委員、田口委員、

大井田委員、高野委員、宮野委員、山中委員、續委員、小材委員、民谷委員、

福嶋委員、長岡委員、関口委員、小野寺委員、岡田委員 19名

欠席委員:平野委員

< 1. 開会>

(司会)

本日は大変お忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから令和5年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を開催いたします。私は、障害者福祉推進課副課長の平と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議は委員総数20名のうち18名の方に御出席いただいております(長岡委員は途中参加)。協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。また、当協議会は原則として公開としております。本日は6名の方が傍聴されています。

それでは、会議に移らせていただきます。初めに、障害者福祉推進課長の鈴木から御挨拶を 申し上げます。

(障害者福祉推進課長 鈴木)

障害者福祉推進課長の鈴木でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、本協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、本県の障害者施策の推進にあたりまして、日頃から格別の御理解と御支援をいただき誠にありがとうございます。さて、今年度は、現行計画であります第6期埼玉県障害者支援計画の中間年でございます。共生社会の実現に向け、関係各課が各施策に全力で取り組んでいるところでございます。そして、来年度は現行計画の目標年度であると同時に、次期計画の策定年度にあたります。本県の障害児者施策を次期計画においても切れ目なく推進していくために、極めて重要な年であると認識しております。このため、この協議会におきましては、現行計画の進捗のモニタリングと併せまして、昨年度から2年間にわたって、次期計画に盛り込む重点課題について御検討いただいて参りました。今年度においては、これまで6月と10月に2回の本協議会、さらには7月と11月、年明け

の1月のワーキングチームにおいて、この重点課題につきまして大変熱心に御議論をいただきました。本日は、これまで御議論いただきました結果をワーキングチームのリーダーの委員から御報告いただき、協議会全体で共有いただくとともに、さらに議論を深めていただきますようお願いいたします。来年度の次期計画の円滑な策定に繋がる非常に大切な内容でございますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。最後に、本日の協議会が実り多いものとなることを祈念申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に入ります前に、本日お配りした資料を確認させていただきます。お手元に 資料として、クリップ止めをした資料の1から6を配布しています。この他、参考といたしま して、3枚配布しています。不足がありましたら、事務局へお知らせくださるようにお願いい たします。

それでは、議事に入らせていただきます。本協議会規則第6条第1項により、議長を会長に お願いいたします。それでは佐藤会長、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

改めまして皆さんこんにちは。今回が任期最後の協議会となる委員もおります。今までいろいろな御審議をいただき本当にありがとうございました。本日は各ワーキングチームからの報告が中心になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、初めに本協議会の規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。民谷委員と福嶋委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、まずは埼玉県障害者支援計画に係る重点課題から入りたいと思います。 ワーキングチームにおける検討結果の報告について、各ワーキングチームのリーダーから、A チーム、Bチーム、Cチームの順で報告していただきたいと思います。

それではまず初めに、私がAチームのリーダーをしておりますので、私から説明をさせていただきます。資料1をご確認いただきながら、本日配布させていただきました「福祉教育における彩の国いろどりライブラリー(仮称)の展開」も参考にしつつ説明させていただきたいと思います。

Aチームでは「理解を深め、権利を守る」というテーマで検討してまいりました。また、第 5期計画期間の時から継続して検討しているヒューマンライブラリー(仮称)という新規の取 組があり、第6期の中で具体的にどのように進めていくかが検討の中心になってまいりました。 重点課題として6項目、整理をしています。

資料1のとおり、埼玉県ではケアラーについて様々な取組が行われていますが、障害分野におけるケアラーについても検討課題の1つとしています。まず一つがこの障害分野におけるケアラー支援についてです。

資料にも記しているように、「老障介護」はまだ一般的に認識されている言葉とは言い切れないのですが、老老介護、認認介護と同様に、高齢の両親への支援と同居している障害のある子供への支援が必要な状態のことを指します。こうした状態が放置されてしまうと、親子両方が亡くなっているところが発見されるなど不幸な結果を招くことになります。そのため、老障介護問題の視点を加えることが必要ではないか、今日、埼玉県で進めているような「ヤングケアラー」に注目が集まっているところですが、本協議会としては、老障介護に関連して、障害者の家族に対する支援や障害分野におけるケアの支援を強化していく必要があるのではないかということで、こちらを挙げさせていただいています。

2番目に、国連の障害者権利委員会の勧告もありましたが、障害者権利条約の内容について押さえていく必要があるのではないかということです。国連の勧告では、障害者の地域生活に向けていく視点で、施設から地域への移行、インクルーシブ教育、障害のない人たちの障害のある人たちへの差別偏見などが指摘されました。Aチームと関連するところもありますが、Cチームと関連するところではインクルーシブ教育もあります。

障害者権利条約は、憲法の「すべて国民は、個人として尊重される」にも共通する部分があります。障害者に対する差別の解消、合理的配慮の提供については、合理的配慮の提供が義務として推進される流れになっています。こうした障害者権利条約の理念を広く県民の皆様に理解していただく機会を促進していく。また、その重要性を改めて発信していくことが必要ではないか。障害者権利条約については、Cチームの検討テーマであるインクルーシブ教育が関連していますし、Aチームでも、ノーマライゼーションからインクルーシブという形で表現を改めていくことが必要ではないかと議論をしてきているところです。

- 3番目の障害者の虐待防止についてです。これもまだ課題が散見されているものです。
- (1) として、本県においても、虐待が少しでもなくなるように、虐待を受けた障害者を支援するための環境づくりが必要です。虐待を受けた障害者を保護するための環境が整っていない

という指摘があります。虐待を受けた施設にまた戻らざるを得ないという状況に対して、虐待を受けた障害者の保護や自立に向けた支援の環境づくりを推進していくとともに、職員の研修等も必要になってくるのではないかということがAチームのワーキングで確認されたところです。

- (2)として、障害特性の理解と適切な支援の必要性です。特に強度行動障害や自閉症など、その障害の特性により加害行為をしてしまう方達が、虐待を受けてしまう可能性があります。障害者が虐待の被害者になりやすい点をどのように守っていくかについて、取り組んでいく必要があります。虐待防止のためには、今日行われている「強度行動障害支援者養成研修」のような研修で、障害特性の理解や対応について学んでいくこと、職員がそれぞれ受講しやすいような環境づくりを行って人材育成を図ること、さらにその充実を図ることが必要ではないか。施設においても、利用者の障害特性や対応方法を職員間で共有し、利用者に対して適切な支援を常に行うことができる環境を整えていくということが必要であるということを確認しています。こうした点について伝えていくことができる体制を作っていくことが望ましい。
- (3)として、施設内における研修の重要性という観点で、施設運営の質を向上させていくことが重要であり、施設職員全員が学習や資格取得に前向きに取り組めるような職場風土の醸成も必要である。

次頁の(4)では、風通しの良い施設運営、地域に開かれた施設運営の重要性についても触れています。地域に対して閉鎖的になってしまうと、どうしてもいろいろな問題が見えにくくなってしまう。そのため、透明性のある職場づくり、風通しの良い職場づくりが必要になる。その上で、地域に開かれた施設としていく必要性もあるのではないか。今日、社会福祉法人については地域活動の活性化が求められておりますので、地域の方達の関わりがある施設運営をしていくことが必要である。こうしたことに取り組むことによって、虐待防止にも繋がっていくのではないかと議論させていただきました。

4番目として、本協議会でも確認してきた旧優生保護法についてです。資料に示されているとおり、時限立法で5月に失効するため、新たな法体系を作っておく必要があるのではないか。いまだに救済されないまま取り残されている被害者の方が多くいますが、ご高齢になって、他界されている方も少なくありません。そのため早期に救済ができるような形で取り組んで、国の動向を見るのではなく、埼玉県としてこうした権利擁護についてクローズアップしていくことが大事ではないか。ちょうどこの話をしている頃に、北海道のグループホームで知的障害のある人たちの結婚、それに伴って子供を産むことについての確認、処置の件がクローズアップ

されたことは皆さんもご承知かと思います。本県の施設の中でも同様のことがなかったか、障害者の方たちの権利がどのように守られているか、こうした点について調査をして、障害者の人権擁護に関する確認をしていくことが重要であると伝えていければ、という議論をさせていただきました。

5番目については、1980年代以降、「ノーマライゼーション」という言葉で国内における障害者福祉が推進されてきていますが、今回の障害者権利条約の中でも「インクルーシブ」という表現が多く使用されていますので、用語の見直しも、第7期障害者支援計画に向けて行っていく必要があるのではないかという確認をしています。

6番目として、彩の国いろどりライブラリー(仮称)です。世界で取組が進められていたヒ ューマンライブラリーという名称を(仮称)として、第5期計画期間に委員の方から提案され た時から現在まで企画が進められてきたものですが、Aチームにおいて、正式名称を「彩の国 いろどりライブラリー(仮称)」とする案を本協議会で提案させていただければ、ということ になりました。県民の障害理解を促進し、障害を理由とする差別の解消、合理的配慮の提供に ついて普及啓発することを基本とし、特に障害当事者を講師とする福祉教育及び社会教育の推 進と、講師等の情報を提供する仕組みを作っていくことを、令和5年度に具体的に進めていく 予定です。その点で1つ整理させていただいたものが、以前にも案をお見せしていますが、本 日の資料になります。これまでも県内では、埼玉県社会福祉協議会、その県社協の取組によっ てできたあったかウェルねっと、障害者福祉推進課とも関わりのあるDET埼玉、そうした 様々な団体の取組もあります。障害福祉関係者だけでなく、教育委員会、小中学校の協力を頂 きながら、障害者理解を進めるためのプラットフォームを機能させていきたいと思っています。 県のホームページを活用しながら、関係機関・団体との連携により、障害福祉の理解を促進し ていく仕組みを作っていくということを確認しています。令和5年度においては、今申し上げ たようなホームページを開設し、実証実験に取り組んでいきます。また今年度には、私の大学 でシンポジウムを2回開催しています。160名近くの方が参加し、概ね好評でした。やはり 当事者から発信することの重要性を確認しています。次年度は県障害者福祉推進課からの発信 で、様々な県内の社会資源にも協力をいただきながら、彩の国いろどりライブラリー(仮称) を機能させていくためのスタートとして、フォーラム等の開催が話として挙がっているところ です。

そして企画を進めていく上で、講師の人材育成等、情報発信の方法を整理していく必要があります。また、既に講師として小中学校の福祉教育の関わりを持っている障害当事者の方はい

らっしゃいますが、謝金等の取り扱いや、謝金が出る現場に行く場合の公的ヘルプサービスの 利用可否についても改めて確認しました。障害当事者の社会参加の促進するものとして、公的 ヘルプサービスを利用できることが確認できましたので、障害のある方たち自身が活動を進め ていくための体制を整えながら、仕組みづくりを進めていきます。

先程申し上げたような関係機関・団体の協力を得る観点から、特に県教育局との連携をしていきたいと考えています。義務教育課程の学習指導要領の中では、心のバリアフリーが位置付けられ、これを進められる段階に入っています。各小中学校の義務教育課程を1つのポイントとして、教育委員会と連携しながら、将来を担う子供たちに障害理解を促進することで確認しています。

また、障害者施策推進協議会には、障害当事者団体の方が参加されています。皆さんにもご協力いただいて、障害当事者発信の福祉教育の機会を、彩の国いろどりライブラリー(仮称)で進めていきたいと思っています。

最後に名称についてですが、本協議会の中で、この名称を正式に了承いただき、スタートさせていただければということで整理しました。以上、Aチームの報告です。

それでは、Bチームの報告を曽根委員にお願いいたします。

(曽根委員)

Bチームについて報告させていただきます。

資料2をご覧ください。Bチームの課題は大きく2つありまして、「障害者の地域生活の充実、社会参加の支援」と「障害者の就労支援」でした。途中から入ったeスポーツに関連する課題についてもご説明させていただきたいと思います。

まずは「障害者の地域生活の充実、社会参加の支援」についてです。この中では、地域移行及び入所待機者の解消に向けた課題がありました。地域移行の促進につきましては、今後、自立支援協議会が役割を果たす必要があるのではというご意見がありました。Bチームから次期計画に向けての提言として、市町村の自立支援協議会の取組みとして、施設入所者の相談支援専門員を通じて本人の地域移行に関する意向調査を実施する等、障害福祉計画に掲げた地域移行者数を達成することができるよう具体的な取組み例を示し周知することを挙げさせていただきました。なかなか地域移行は、目標の数字を示した後に、ほぼ具体的な取組みがなく達成されずに、次の計画が形式的に立てられることが繰り返されていたと思います。具体的に入所者

の意向を把握して、目標達成をすることが必要ということで、提言をさせていただきました。

厚生労働省でも、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の基本指針の見直しについて、 社会保障審議会障害者部会で既に公表されています。その中で、福祉施設入所者の地域生活へ の移行については、全ての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、適切に意思決定 支援を行いつつ確認すること、と加えられておりまして、これについて埼玉県としても具体的 に取り組む必要があると思います。

それから、地域移行のための体制整備、入所待機者の解消に向けた課題、地域生活支援拠点の機能充実という課題がありました。これにつきましては、「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」が既に作成されていまして、これを活用して、各市町村の地域生活支援拠点等の機能充実を図ることを促進する、を提言とさせていただきました。

また、市町村に対して地域生活支援拠点コーディネーターの配置について周知し、地域生活 支援拠点等が適切に機能を果たすことができる体制を整えることも入れさせていただきました。 これは障害者総合支援法の改正で、地域生活支援事業の中で地域生活支援拠点コーディネータ ーの配置について、地域生活支援事業の活用ができるというような法律の改正がありまして、 これを使いながら、コーディネーターを配置することが求められると思います。先ほど申し上 げた第7期障害福祉計画の基本指針でも、地域生活支援拠点等を整理するとともに、コーディ ネーターを配置し、ニーズの把握、そういったことで機能の充実を図る、といった文言が入っ ていまして、ぜひ入れていただけたらと思います。

次に、家族が倒れた場合などの緊急時の課題として、報酬と場所の確保の問題があること。 自宅やグループホーム以外の場所でしのげない場合、例えば強度行動障害があって新しい環境 に適応できない場合や、非常に濃厚な医療的ケアが必要で様々な機器等が必要な場合は、市町 村はそれまでサービスの支給決定がなかったとしても、措置によって、居宅介護や行動援護、 重度訪問介護等を給付して、施設やグループホーム以外、あるいはショートステイの建物以外 で急場をしのげるようにする。そのような対応について周知することを提言にしました。

次に、てんかん患者の自立についてという課題がありました。発作がいつ起こるかわからないため、なかなかグループホームなど十分な見守りが確保できる住環境が必要ということでした。てんかん発作を有する者にも対応できるよう、十分な見守り体制が整ったグループホーム等の住環境を整備した住まいの場の確保について、事業者に広報する、という提言です。事業者の取組みが重要になります。

次に、強度行動障害のある人の支援についてです。これについては市町村が行動関連項目の合計点数毎の人数を集計・公表し、特に合計点数が高い人の生活実態について自立支援協議会等を通じて把握し、必要な支援が受けられるようにすることを進めるという提言にさせていただきました。これは国の基本指針の中でも、行動関連項目毎の人数を把握することが入っていまして、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

グループホームに関する課題の中では、グループホームの質の確保が挙げられました。これについては、彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホームということで、登録事業者を募集していて、新聞でも公表されています。提言には、この登録を進めてグループホームの支援の質の確保に努めるということを入れさせていただきました。令和6年度から施行されるグループホーム入所施設運営推進協議会、これは介護保険の地域密着型サービスで認知症グループホームや小規模特養などで既に運営推進協議会の設置が義務づけられているように、障害福祉サービスの中でグループホーム、入所施設にも作っていこうという流れになっています。設置を促進して支援の質の確保、地域との連携が促進されるよう、事業者に周知するということを入れさせていただきました。

さらにサービスの質の担保という課題については、利用者から職員がハラスメントを受けることについても対応するべきじゃないかというご意見がありました。令和3年度に厚生労働省が、「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」の公表をしていまして、このようなものの活用を進めることと、今年度、厚生労働省の調査研究事業の中で、「障害福祉の現場におけるハラスメント対応研修」の策定が進んでいまして、それを進めることを提言に入れさせていただきました。

この資料には書き落としてしまいましたが、同性介助の問題は、内閣の障害者政策委員会の中でも取り上げられまして、今回の国の第7期指針の中でも、本人の意思に反して異性介助が行われることがないよう、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、と新たに書き加えられました。それについても、県の計画の中で触れていただけたらと思います。

次に「障害者の就労支援」です。ここでは難病患者の就労に関する課題がたくさん挙げられました。一般就労に関する課題、施設就労について、企業の受け入れを高める、そういったものが課題だということが議論されました。提言としては、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、令和3年度から不定期で開催された難病支援の情報交換会が現在中断しているそうで、これを今後も進めていくこと。難病患者の治療と仕事を両立するため、医療と就労支援機関の

効果的な連携を促進すること。「少しの配慮で難病患者も働くことができる」ことを知っても らうため、企業に対するチラシ配布による普及啓発を行うとともに、医療機関に対してもチラ シを配布し、効果的な連携につなげる。企業に対するチラシは既に作成が進んでいるそうで、 これを医療機関に対しても配って欲しいということです。就労移行支援事業所による難病患者 の特性に合った効果的な就労移行支援プログラムの開発を促進すること。就労移行支援は知的 障害、精神障害、発達障害の方が中心で利用されている実態があるということで、「最初は挨 拶から始めましょう」という内容だと、難病患者の方で就労経験がある場合は、「ちょっと違 うのではないか」という感想を持つということでした。難病患者の社会経験がある背景にも配 慮したプログラムが必要だという意見がありました。また、就労移行支援事業所を難病患者も 利用できることを事業者、難病患者双方へ周知する。これがなかなか知られていないというこ とです。障害者就業生活支援センター、いわゆる中ぽつセンターに対して、難病患者が利用で きることを周知する。障害者雇用総合サポートセンターの情報交換会に難病患者就職サポータ ーを参加させる。難病患者の就労支援について理解を深めるため、障害者就業生活支援センタ 一や就労移行支援事業所に対して研修を行う。埼玉県職員として難病患者を採用し、難病患者 の就労に対する必要な配慮を、体験を踏まえて市町村に情報提供し、市町村における難病患者 の雇用を促す。県が、難病患者の採用を今後進めるということでしたので、その経験を市町村 にも伝えていただいて、市町村の採用に結びつけていこうということです。また、視覚障害者 の就労支援として、企業内のヘルスキーパーや高齢者介護施設等におけるサービスの一環等、 按摩・針・灸の職域を拡大することを周知する。コロナ禍において非常に利用が減ってしまい、 大変な思いをされているということです。また、いろんなマッサージ店が進出してきて、他店 へ仕事が流れてしまっている背景から出た課題です。就職した障害者が休職した後の職場復帰 に対するリワーク支援を促進する。多様な働き方として企業に向けてテレワーク導入を促進し 障害者の就労機会の確保に努める。こういったことが、提言として出されました。

また、難病患者の方の課題が今回多かったのですが、第7期障害福祉計画の基本指針の中で も、これまでは「障害者等」とされていましたが、「難病患者」と明記されていましたので、 こちらについてもぜひ力を入れていただきたいと思います。

最後にeスポーツの関係ですが、これまで賛否両論で様々な意見が出されたことを踏まえ、 今後はワーキングチームで扱うよりも本協議会で取り扱う方が適切ではないかということで、 以降は協議会の中で対応していただきたいということになりました。ただ、気になっている点 として、例えば前回協議会などの中で、発達障害の方がeスポーツに対して依存してしまうの ではという心配の意見があったと思うのですが、個人的に検索をしてみても、そのエビデンスを示す論文を見つけることができませんでした。医学的なエビデンスに基づいて、確かに因果関係がある場合は、施策として積極的に進めることに慎重にならざるを得ないと思います。個人的な体験としてそういったものに繋がってしまったという書き込みは見つかりましたが、慎重意見が個人的な体験に基づくものであれば、客観的な事実に基づいた議論が必要なのではないか感じました。 e スポーツについて私からは以上ですが、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局でございます。資料3をご覧ください。昨年10月の第2回協議会で、事務局の説明不足もありまして、なぜeスポーツが障害者の社会参加につながるのかよく分からない、eスポーツを推進すると言っても、「推進する」とはどういう意味なのか分かりにくい、といったご意見をいただきました。本来であれば丁寧な説明が必要だったところ、申し訳ございませんでした。その点につきまして、今回改めて整理させていただいたものが資料3です。この資料は、昨年11月の第2回Bチームのワーキングでもお配りさせていただいております。順に説明して、前回の説明不足の点を補わせていただきたいと思います。

まず、項目1について。障害者のeスポーツに関する本県の考えについて説明させていただきます。白丸の1番目、「eスポーツは、ビデオゲーム(オンラインゲーム)をスポーツ競技にまで高めたもの。個人又はチームとして対戦を行う。競技大会等も開催され、プロとして活動するプレイヤーもいる。」ということで、eスポーツの定義の話になります。分かり易いように整理させていただきますと、例えば、在宅でオンラインゲームをしているだけでは、eスポーツではありません。それが競技として行われて初めて「eスポーツ」と呼ばれるということになります。競技として行われる場や機会の提供があり、そこに参加することで初めて「eスポーツ」になるということです。これがまず前提としてあります。続きまして、これがなぜ社会参加につながるかについて、白丸の2番目以降になります。「障害者支援という視点から見ると、eスポーツは、障害のある方が障害のハンディキャップに負けず自らの能力を発揮して活躍できるチャンスがあり、障害のある方もない方も同様に社会参加ができる、そういった社会の促進につながるものと期待できる。」「さらに、eスポーツは、障害のある人もない人も同じ舞台で競い合えることから、障害者の社会参加の促進につながるものとして期待できる。」この部分が県の考えです。現行の第6期支援計画においても、既に「社会参加の推進」

という中柱に、「東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」 という施策の小柱がありまして、その中に障害者スポーツに関する県の取組みが行われていま す。社会参加の支援という施策の柱に位置付けられているもので、それとほぼ同じ趣旨になる と考えています。

例えば、第6期障害者支援計画59ページをご覧ください。59ページに「東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」とありまして、60ページの施策の163番には、ボッチャに関する施策が盛り込まれています。その中で、埼玉県ボッチャ大会について、障害の有無や年齢などに関わらず、誰もが一緒に楽しめるボッチャを通じて、障害のある方とない方との交流を図る目的で開催しています。こういった大会が既に開催されています。これと同じ趣旨ということです。なぜ社会参加につながるのかについて、伝わりやすいよう一例を示させていただきました。

最後の四番目の白丸については最後に触れさせていただきます。

続きまして、項目の2番目、本県のeスポーツに関する計画の現状につきましてご説明します。まず(1)埼玉県の最上位計画である5か年計画について、昨年の4月から現行の計画がスタートしています。施策35に、主な取組として「eスポーツも含めた多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催」が盛り込まれています。資料6ページにそのページを載せています。中段の四角囲みの中に記載があります。ここの部分につきましては、「県民誰もがスポーツを様々な形で楽しむことができる機会を増やすため、多彩なスポーツ大会やイベントを誘致・開催するとともに、スポーツ環境の充実を図ります。」ということで、障害の有無に関わらず全ての県民が対象になっています。その中にeスポーツも含まれています。埼玉県の5か年計画には、新しく昨年4月からeスポーツが盛り込まれているということです。

ページを戻っていただきます。こちらは新しい情報になりますが、(2)埼玉県スポーツ推進計画(案)について、令和4年10月の1か月間、次期スポーツ推進計画の計画案に対する県民コメント募集が実施されていました。その中で示されている計画原案に次の規定が盛り込まれています。施策2として「スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出」、(2)として「多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催」。取組の方向性としては「年齢、性別、障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるよう、多彩なスポーツイベントを開催します。」、その下には「eスポーツやアーバンスポーツ等の新しいスポーツに触れる機会の創出やトップレベル、大規模スポーツ大会等の誘致・開催を推進します。」とあります。10ページをご覧いただきたいと思います。今読み上げた内容が掲載されているページの現物です。

このような大会につきましては、昨年、既に開催されています。12ページをご覧ください。「埼玉県スポーツフェスティバル2020in熊谷eスポーツ大会」ということで、昨年9月に熊谷ラグビー場でeスポーツの大会が開催されています。参考に資料を配布させていただきました。この大会は、プロのeスポーツ選手による試合のほか、県民も参加できる対戦による交流会などをコンテンツとして実施されているものです。参加できる県民は、担当課であるスポーツ振興課に確認したところ、障害の有無に関わらず誰もが参加可能とのことでした。

続いて2ページの項目4、他県における障害者スポーツについてです。群馬県、徳島県、愛媛県でも、eスポーツの体験会あるいは障害者施設対抗の全国大会のようなものが開催されている状況です。担当者に話を聞いたところ、参加した障害者の方々からは、概ね好評をいただいているとのことです。ご紹介させていただきますと、「スポーツとは言うものの、身体的能力にかかわらず、いろんな人と一緒に楽しむことができる。」「施設における余暇を活用して大会を実施したところ、それをきっかけに、日中活動などの仕事に積極的に取り組む方が増えました。」「利用者の方に普段ない交流が生まれることで、利用者の意識も外向きになり、コミュニケーションが活発になりました。」とのことで、概ねそのような評価がされていると伺いました。

これらの情報につきましては10月の協議会で提供させていただければよかったのですが、 説明不足でなかなか伝わりづらく、大変申し訳ありませんでした。今回改めて説明させていた だいた次第です。

最後に、資料1ページに戻りまして、項目1の4番目の部分についてです。5か年計画、スポーツ関連計画、そうした取組の方向性が打ち出される中で、障害者支援計画上の取り扱いについて、現時点で県はどのように考えているかという点です。令和3年7月のワーキングチームでこの件をお諮りしてから1年半が経過しました。当初、現行計画の変更を行いまして、第6期計障害者支援計画の中に盛り込むことを検討していたところですが、もう次期計画の策定年度に入ろうとしています。したがいまして、第7期計画に施策の1つとして載せるのか、そうでないのかについて、これまでの当協議会で頂いたいろいろなご意見及び関係課の施策の動きを踏まえながら、来年度の策定作業の中で考え、どちらにするか決めたいと思っています。事務局の説明は以上でございます。

(佐藤委員)

Bチームの報告でした。ありがとうございます。それでは引き続き、Cチームについて報告

をお願いします。

(大島委員)

てチームのリーダーをさせていただいております大島と申します。よろしくお願いいたします。Cチームは2つの大きなテーマがあります。1つは「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」という教育に関するテーマです。もう一つが「安心・安全な環境を作る」で、非常に幅広い内容が含まれています。療育体制、保健医療サービス、まちづくり、安全の暮らしとして防災や感染症対策。そういった内容をCチームのテーマとして議論してまいりました。この間のCチームの議論全体を通した「申し送り事項」として、最初に2点お伝えしたいということで、それをまず冒頭に書かせていただきました。資料4の最初の方です。1つは、今回の協議会の中でも、小野寺委員からご紹介がありましたが、障害者権利条約に関して国連の勧告が出ていたと思います。このワーキングにおける議論は、勧告が出る前から議論してきたということもありまして、その勧告の内容が十分に反映されてない部分もあります。それまでの議論を尊重しながら、次期計画の中では特にCチームのテーマに関連することとして特別支援教育に関する勧告が出ていますので、その部分が勧告に沿った計画につながるように議論が進めばと思っています。

2つ目ですが、教育に関する議論をしていく中で、この障害者施策推進協議会だけではなく、教育部門との連携が必要だという話がありました。これに関してはAチームの彩の国いろどりライブラリー(仮称)にも関連する話だと思いますが、教育に関する専門家や教育に関わる担当課の参加を求めたいという要望があがってきています。これはCチームだけではなく、先ほど申し上げたように、他のチームや彩の国いろどりライブラリー(仮称)にも関連するテーマであるので、協議会全体に関わる事項として提言に入れさせていただいております。

これらが全体に関するもので、次に、それぞれのテーマについてどのような議論がされたか をご紹介したいと思います。

まず、「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」で、施策に沿って議論をしたのですが、障害のある児童生徒の教育の充実について、特にインクルーシブ教育に非常に多くの時間を割いて議論をしました。特にインクルーシブ教育は、障害のあるなしに関わらず全ての児童生徒、また保護者にも関係します。児童生徒だけでなく全ての保護者を対象にインクルーシブ教育、障害理解の促進を進める取組が必要であるため、インクルーシブ教育に関する保護者の理解促進と記載しました。

続いて、個別の指導計画、教育支援計画の作成活用支援です。こちらは特別支援学級において作ることが求められている計画になります。作られてはいるけれども、実際に作成の目的、どのように活用していくかの理解が不十分な場合があるということで問題提起されています。指導計画や支援計画は保護者と学校が共通理解を持つためにとても大事なツールです。計画を作成し、適切に活用されるように、学校や教員に対する周知、支援を行うことがさらに求められているということで書かせていただいております。

そして、共に育ち、共に学ぶ教育を推進するための体制づくり、情報共有です。少し大きな話になりますが、冒頭にも述べましたように、教育分野に関するものは障害福祉だけではなく、例えば県教育局でも義務教育指導課や特別支援教育課などの多くの課や、市町村教育委員会など全体で取り組まないとなかなか進展させることが難しいと思います。全体で取り組む意識を高める必要があるということで、例えば特別支援学校や特別支援学級の教員と、通常学級の教員と、通常学級の教員と、通常学級の教員とないに派遣し合うような人事交流をさらに進めていくことや、インクルーシブ教育のモデル校を指定する取り組みが考えられます。また、「通常学級で共に学ぶ取り組み事例」として県のホームページに公開して、好事例という形で公開しているものがあります。そういったことを市町村にフィードバックをしていくことや、取組事例として県が収集しているような情報を分析したり、実際の取組から具体的な施策に反映させていく仕組みが求められています。このあたりを上手に循環することによって、体制づくりや情報共有が進んでいくのではないかと意見が挙がりました。

続いて、教職員の資質の向上です。ワーキングの中でも意見が多く出ました。現在でも様々な教職員研修が行われてはいますが、例えば、管理職の理解がないと、その学校全体の取り組みとして波及していかない。また児童生徒のメンタルヘルスケアに関するプログラムを充実させたほうがいいのではないか、研修を実施する際に、実際に福祉現場や教育現場にいる方を講師としてお招きし、現場で何が起きているのかなど具体的な教育につなげられるような研修の内容を検討すべきなど、この辺りは研修の質に関わる部分かもしれませんが、既に行われている研修をさらに良くするための提案というものをいくつか挙げています。

次のテーマが安心・安全な環境をつくるということで、こちらは非常に幅広い内容になっています。1つ目は、発達障害児者への支援を挙げています。保護者等の早期理解ということで、障害児の保護者が子供の発達障害の特性理解をして、必要な知識や環境の整え方を早期に学ぶことができるように支援を強化するような施策が求められます。また、相談支援事業所の体制

づくりとして、職員数の確保、発達障害に関する専門性の向上を図るような研修の充実などが 求められるということで挙げさせていただいております。

2つ目が、保健・医療体制の充実です。精神障害に関する地域住民の理解促進ということで、 精神障害のある方が地域で生活する上で地域住民の理解は欠かせないため、精神障害に関する 正しい理解の普及、啓発活動、講座などが施策として求められています。

もう一つが、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る関係機関の連携促進、いわゆる「にも包括」についてです。この計画の中にある具体的な施策のところでいえば、例えば、精神科病院における実地指導や病院機能の指定のあり方、医療機関と家族や地域の事業所等の関係機関との連携がさらに促進される施策ということで、これはBチームの施策にも関係するところかと思います。

次が強度行動障害を有する障害者・児に関する研修の充実です。Aチームでも触れられていたところですが、Cチームでは、例えば強度行動障害支援者養成研修について、研修内容の検証やその効果のモニタリングを行う体制が必要ではないかという意見があり記載しました。

3番目は、福祉のまちづくりの推進です。1つ目が公共交通機関の整備についてです。施策には、障害者用トイレの話など物理的な整備に関するものが多いのですが、その中にはノンステップバスの導入に関する施策があります。ノンステップバスが増えたとしても、道路状況や時間帯の影響により、実際に車椅子ユーザーの方が利用できないという状況があるというお話を受け、Cチームでは、台数を増やす導入支援だけではなくて、乗客の「こころのバリアフリー」に関する啓発活動、公共交通機関への情報提供などが必要だと話が挙がりました。必要な人が利用可能な公共交通機関に整備につながる施策が求められます。いわゆる物理的に増やすだけではない施策も併せて展開していくことが必要ではないかということで、意見がありましたので記載しました。

2つ目、防災対策の充実です。災害時にスムーズに避難できるように地域住民を中心とした 支援体制の整備について記載されている施策があるのですが、地域住民、民生委員や自治会長 などの方々に障害理解を深めていただくことや、避難できない人のための配慮等が進むような パンフレット、啓発活動を進めることが必要だという議論がありました。この議論の中で、現 在、民生委員の高齢化が進んでいて、地域住民を中心とした支援体制が実際に機能することが 難しい状況、地域によっては、民生委員のなり手がいない状況であるところがあり、自主防災 組織を維持ができないところもあれば、うまく回っているところもあるという話が挙がりまし た。難しい地域で維持していくための検討も必要であるということで記載しました。 3つ目が、感染症対策の充実です。今回、新型コロナウイルス感染症の対策として記載しましたが、支援者が罹患した場合に、支援を受けている障害のある方の生活に非常に深刻な影響を及ぼします。支援者がいない状況になりますので、支援者がいない場合の対応、自宅療養時に医療関係者による健康観察を行う仕組みが必要ということで挙げています。

最後、その他ということで、非常時の情報集約と共有です。今回の新型コロナウイルスの感染拡大や自然災害により、非常に社会に大きな影響を与えるような「非常事態」時があると思います。自然災害の場合は局地的であると思いますが、そのような非常時に障害者が直面する課題は非常に大きいということで、今回の新型コロナウイルス感染症や自然災害の際に、関連する担当機関や関係者が非常に多岐に渡ることや、管轄が縦割りであることにより、情報が上手く集約されなかったり発信されなかったりするという指摘が、繰り返しワーキングで指摘されたように思います。災害時など人々に大きな影響を与える非常事態が生じた場合に、関係部署や機関が把握している情報を集約していくプラットフォームを作ること、情報発信、情報分析して、対応を協議するなども必要だと意見がありました。これまでの経験や蓄積された情報を生かして、必要な支援や施策を挙げる仕組みづくりが必要ということで、「その他」に記載させていただきました。

以上がCチームで議論された内容に基づく提言です。

(佐藤委員)

ありがとうございました。皆さん、それぞれのワーキングに所属されていますので、リーダーの報告については確認になったかと思います。また、それぞれ確認をしたところで、意見交換という形で皆さんから御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 挙手をしていただいて、ご発言いただければと思います。

(宮野委員)

埼玉県障害難病団体協議会の宮野と申します。曽根先生、難病の就労に関して具体的に提言にまとめてくださりありがとうございました。ここで訂正として、現状と異なる点がありましたので、説明を追加させていただきます。Bチームの論点整理メモの一番後ろにまとめていただいたのですが、「障害者雇用総合サポートセンターにおいて、令和3年度から不定期で開催された難病支援の情報交換会を今後も進めていく。」についてです。この話をしていた時は動

きが止まっていたのですが、先週金曜日に連絡があり、実は本日開催されています。突然再開 しました。しかし、このような提言があることで、今後は確実な開催につながっていくのでは と期待しております。

それからもう1つ。「障害者雇用総合サポートセンターの情報交換会に、難病患者就職サポーターを参加させる。」と書いていただいたのですが、障害者雇用総合サポートセンターの情報交換会には、既に難病患者就職サポーターが参加しております。埼玉県に10箇所あります障害者就業・生活支援センターで情報交換がされるのであれば、ぜひ難病関係者も参加させていただきたいと思った次第です。よろしくお願いいたします。

(曽根委員)

ありがとうございます。その点は修正でお願いしたいと思います。

(佐藤委員)

他にいかがでしょうか。

(小野寺委員)

意見ではないのですが、Aチームの2枚目について訂正をお願いしたいです。旧優生保護法のことですが、時限立法の期限が来年だったように思います。確認をお願いします。また、北海道のグループホームではなく入所施設かと思います。(※事務局補足:期限は正しくは令和6年4月末。またグループホームで正しい。)

それから、先ほどCチームの大島先生からお話いただいた障害者権利条約の勧告について、 長岡さんの発達障害福祉協会でも勉強会などされています。総括所見で、権利委員会が日本に どのようなことを勧告しているのか、非常に難しい点がたくさんあるのですが、勉強会が多く 開かれているところですので、そのあたりの情報も踏まえながら、次期計画策定を進めていた だければと思います。

(佐藤委員)

他はいかがでしょうか。

(岡田委員)

埼玉労働局の岡田と申します。よろしくお願いいたします。Bチームの難病患者の就労支援について、「難病患者就職サポーターを参加させる」という言い方が、国の事業で動いているものであるため、このような計画の中で「させる」というのはどうなのかと感じました。先ほど既に参加していると話がありましたので、提言からは削除していただければと考えております。

もう一つ、「障害者就業・生活支援センターに対して、難病患者が利用できることを周知する。」は、埼玉労働局や県雇用労働課を通じて周知しているところですので、改めて計画に盛り込むということでよろしいでしょうか。確認させていただければと思います。以上です。

(曽根委員)

「参加させる」という表現を変えるということでよろしいでしょうか。それとも削除でしょうか。先ほど宮野委員から訂正があった点については、書き間違いで、各地域の障害者就業・生活支援センターの会議があった時に、難病患者就職サポーターを参加させて欲しいということで間違いないでしょうか。

(宮野委員)

言葉が非常にわかりづらくて申し訳ありません。整理させていただきますと、障害者就業・ 生活支援センターが埼玉県内に10か所あって、障害者就労の方が労働局の担当なのか、県雇 用労働課なのかわかりませんが、両方あります。

(岡田委員)

中ぽつセンターにつきましては、就業と生活支援の両方を一緒に行うという話なので、就労については労働局が担当しておりまして、生活支援は県が担当しています。

(宮野委員)

障害者の就労問題などに関して、いろいろ情報交換をしているのではないかと思うのですが、 いかがでしょうか。

(岡田委員)

情報交換はしていますが、まず難病患者就職サポーターにつきましては、ハローワークに来

ていただいている求職者の方と企業の方々を支援することが役割となります。もちろん連携支援について協力は全然惜しまないのですが、まずは来ていただいている求職者の方々の支援をすることが最優先だと私どもは考えております。そのような会議に頻繁に出席することになると、そもそもの目的から外れてしまうことがありますので、お話をさせていただいたところです。

(宮野委員)

会議に出ることによって、就労相談に対応する時間が少なくなってしまうと問題であるとい うことですね。

そのあたりは調整が必要だと思いますが、私の考えでは、難病患者就職サポーターに限らず、 難病のことを情報発信する者が、会議に参加できればいいということで提言に入れていただい た次第です。東京では、支援センターの職員が会議に出席していると聞いております。それは 東京の話なのですけれども、埼玉の状況はどうなのかと。

(岡田委員)

東京は複数名配置されていますが、埼玉は1名ずつです。そこで会議に参加となると、ハローワークでの支援ができなくなることになりますので、その部分をどうするのかという話です。 国の事業ですので、そのあたりを確認させていただきたくお話させていただきました。

(曽根委員)

例えば、中ぽつセンターを集めた会議や研修会はあるのでしょうか。

(岡田委員)

労働局が主催して会議は年間数回行っております。ハローワークには難病患者以外にも精神 障害者、発達障害者のサポーターの方もいらっしゃいますが、そういった方々は特に呼んでい ません。

(曽根委員)

難病患者の様々な支援について周知されていないという実態について、宮野さんが問題意識 を持っていらっしゃるということです。例えば、センターが集まるような機会に、1回ぐらい 難病患者、就職サポーターの方に来ていただいて、難病患者の方の様々な疾病の特性や支援が あれば仕事ができることなどをお話いただく程度でいかがでしょうか。

(岡田委員)

呼ぶか呼ばないかについて、私個人の判断ではできないため、上席とも話をさせていただく ことになると思います。

(曽根委員)

来年度に具体的に施策に入れるかどうかを話し合っていると思いますので、今日はこのような課題が出たことを共有していただくということでいかがでしょうか。特に難病の方については、障害者の法定雇用率の算定に入ってないことから、就職しづらい実態があるというお話でした。労働局でも、来年度に向けてご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(岡田委員)

わかりました。

(曽根委員)

もう1点御意見いただいたと思うのですが、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

(岡田委員)

中ぽつセンターに対して、難病患者が利用できることを周知する、についてです。私どもの 方から、中ぽつセンターに対しては、難病患者の方も支援の対象だと伝えておりますので、改 めてまた提言とする必要があるのかを確認させていただきたいです。

(曽根委員)

わかりました。それは既に実施しているということですので、取り下げてよろしいでしょうか。

(宮野委員)

承知いたしました。

埼玉県のホームページに、中ぽつセンター県内10か所のそれぞれの詳細が載っています。 「利用条件」の欄に「○○地域にお住まいで障害のある方」といった表記があり、SWAN さんだけ「難病患者」という文言が入っていましたが、他のところはありませんでした。秩父は「障害者手帳あるなしに関係なく支援します」という文言が入っていました。難病患者という文言を入れてもらえるとありがたいなと思います。もう一度埼玉県のホームページをご確認いただければ幸いです。よろしくお願いします。

(曽根委員)

どのような表現にするかは、次年度具体的に検討していただくということで。難病の方の就 労支援について、もっと普及啓発していきたいというご趣旨ですので、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

他いかがでしょうか。

(曽根委員)

Bチームの報告で書き漏らしがありました。聴覚障害の方の手話通訳関係ですが、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会というものがありまして、そちらで様々な課題について協議しているというお話でした。県が計画を策定するに当たって意見を述べるということです。ただ当協議会の平野委員については、手話懇話会の委員ではありませんでした。

(事務局)

その点について説明させていただきます。埼玉県手話言語条例におきまして、県が障害者支援計画を策定するにあたって手話懇話会の意見を聞くこととする趣旨の規定があります。そのため、特に両協議会に共通する委員を介して情報共有するなどの方法でなくても、手話懇話会から県に意見が提供できるような仕組みになっております。手話懇話会で施策に反映したい意見があれば、事前に提出していただく流れになります。

(曽根委員)

わかりました。次年度、手話懇話会から意見が出るということかと思います。

もう1点、Aチームで虐待防止のことが入っていたと思いますが、精神保健福祉法が昨年1

2月に改正されまして、精神科病院における虐待の通報義務や対応の流れが法律に盛り込まれました。すぐに施行されるものではありませんが、それに向けての準備を次期計画の中に入れていただけたらと思いました。精神科病院については、都道府県に通報することになっていたと思いますので、県の体制整備が求められると思います。

(佐藤委員)

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いま、ABC各チームにまたがって関連する内容もありましたし、それぞれチームで修正の ご指摘もありました。事務局にも整理をしていただき、第7期に向けて計画にどのように反映 させるか、国連の勧告を基本とし、既に示されているものも生かしながら、次期に向けてどの ようにしていくかというところで、今回の検討結果の報告を踏まえながら整理をしていくこと が、次年度に具体的施策として生きてくることになると思います。

Aチームから提案させていただいたヒューマンライブラリー(仮称)の正式名称について、 協議会委員の中で「彩の国いろどりライブラリー(仮称)」としてこれから本協議会で発信を させていただくことに異議のある方がいれば、ご意見をいただきたいと思います。いかがでし ょうか。

(山中委員)

いろどりライブラリーについてではないのですが、eスポーツについてです。私は違和感があります。先ほどの説明でよくわかったのですが、県がわざわざ力を入れなくても民間で出来るのではないかと。いろいろな場に出ている人は、おそらくいつも決まっていると思います。そうした場に出かけることができない人も決まっていて、そういった方たちをどうするかだと思います。動くことができない問題について、力を入れて欲しいです。

共に楽しむということは、障害者の人がそこに行って、目が見えないとか、腕が動かないと かの状況で、一緒に取り組んで、障害に対する理解を深めるということかと思います。障害者 と健常者がそばにいて、お互いに理解して、思いやったりするという部分について、力を入れ てほしいという希望です。

(佐藤委員)

ありがとうございます。先ほど事務局や曽根先生からもありましたように、その位置付けに

ついては、本協議会の中で様々なご意見があったということで、先ほどの整理になっております。次年度に県からも進め方の方針を示していただき、どのような位置付けにして取り組んでいくのかを確認をするということで、先ほど事務局からもそのように報告していただきましたので、山中委員の御意見は預からせていただくということでよろしいでしょうか。

(山中委員)

はい。

(佐藤委員)

名称については特にご異論がなければ、仮称を取って、これからの資料に記させていただきます。ありがとうございます。

他の部分に関して、お気づきの点等はよろしいでしょうか。

(長岡委員)

発達障害福祉協会の長岡です。意見をきちんと反映していただいてありがとうございます。 強度行動障害支援者養成研修について、さいたま市の自立支援協議会で協議したことがあり まして、当初は、Aチームの報告に記載されているように、障害特性の理解や対応方法を中心 に協議していました。一方で、重度障害者の支援の加算要件になっていますので、現場ではど のような使い方をしているかというと、ほぼ新任職員や少しキャリアを積んだ職員が勉強をす るための研修のようになっています。そういう意味では、本来の研修の目的からは外れてしま っている現実があります。加算の要件については、忘れてはいけないと思います。その上でC チームの報告で、「研修の内容の検証やモニタリングを」とあったかと思うのですが、この研 修は、開始した当初は県が実施する研修だったと思いますが、現在は複数の事業団体が指定を 受けていると思うので、そのような中で検証やモニタリングは現実的に大丈夫なんだろうかと 思いました。むしろ現場である事業所の感覚でいうと、他の法定研修も含めて、サビ管や相談 など法定研修がどんどん増えて、運営に関わることも大変ですし、受講する側も大変ですし、 研修内容の検証やモニタリングをやるのであれば、法定研修全般で検討していただいてもいい のかなと思います。携わっている側は音を上げる寸前という状況になっていること、そんな中 でも合間にいろいろな研修が入ってきている状況ということも御理解いただきたいです。丁寧 にやればいい研修になるかもしれませんが、その前に、法定研修としての要件、加算のための

要件、どういうニーズに応えなければならないか、という点を見ていく必要があることをお伝えしたいと思います。以上です。

(佐藤委員)

ありがとうございます。ご指摘の部分のところ、関係する委員の方から同様のご意見もありました。また、研修の費用が高くて、研修にも行きにくいなど、具体的な御意見もありました。 Cチームでも、その部分が共通して出ていましたので、その辺りを踏まえながら、事務局でも 整理をしてもらって、次期計画を作っていく中でどのように整備をするか検討させていただく ということでよろしいでしょうか。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。

今の長岡委員のおっしゃっていた加算の要件について、座学を受けてその人が施設に帰って 説明し、行動計画などを立てて、それが確かに実施されていることが認定されたら、加算にな ると書いてあるのを見たことがあります。でも実際はそうではないとわかってはいますが、強 度行動障害支援者養成研修は、加算の要件をしっかりと満たすことで初めて実のあるものにな ると思います。県として加算の要件を満たしていなければ加算しない対応を示すことが必要な のではないかと思います。

先ほどおっしゃられたように、新人研修になっているということですが、強度行動障害の人に対応するのは新人の方は無理だと思います。当会が要望書でずっと出させていただいている中に、強度行動障害支援者養成研修の担当をしていらっしゃる講師の方たちが、実際にその強度行動障害のある方に対応したことのない方など、どんどん年数を重ねるごとに講師としての質が落ちている点についてです。その部分を解消しないと、せっかく研修をしても意味がないです。また、先ほど佐藤会長がおっしゃったように、とても受講料が高いです。受けるものによっては、金額が1万ぐらい異なることもあります。まずは強度行動障害にさせないことが一番ですが、実際困っている方もいますので、ぜひ加算にするための要件の部分を、行政として目を光らせて欲しいなと思います。以上でございます。

(障害者支援課)

障害者支援課でございます。長岡委員がおっしゃったとおり、例えば、障害児の通所施設等

の児童指導員が強度行動障害の子供を支援する際に、強度行動障害の研修を受講しているかに ついては県の方で確認はさせていただいております。ただ、実際に支援をしている場面を県で 見ているわけではありませんので、支援の度合い等に関しまして、様々ではないかというご意 見に関しましてはそのとおりだとは思います。

(佐藤委員)

それぞれ課題として出ていますので、実態のリサーチ等を踏まえていただきながら、県として、この協議会の中で出た各委員からのご意見を認識していただき、その整理をして、具体的な施策として進めていく部分もあるかと思いますので、検討お願いいたします。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、まだ少し議事が残っております。1番目の重点課題に向けて、各ワーキングの検討結果報告を踏まえ、意見交換をさせていただきました。議事の2番目は、令和5年度の埼玉県障害者施策推進協議会の進め方についてです。事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料をご覧ください。令和5年度につきましては、今年度と違いまして、第7期計画の策定が加わるため、モニタリング及び重点課題に加えて、計画策定についてご意見をいただくことになります。資料6をご覧ください。令和5年度のスケジュール案でございます。今年度は、協議会を3回、ワーキングチームを3回開催しましたが、来年度につきましては、協議会は1回多くて4回、ワーキングチームは3回を予定してございます。協議会につきましては、6月、9月、12月、3月と、四半期に1回開催しまして、段階的に、計画の内容を詰めていく流れでございます。ワーキングチームにつきましては、6月、8月、10月を予定してございます。

計画の策定につきましては、来年度1年間かけて進めるわけではございません。第3回の1 2月までにある程度固める必要がございます。そのため、4月から9か月間のスケジュールに なります。計画の策定にあたりましては、まず、骨子案をまとめまして、その後、計画案を作 りまして、最終的に、計画を公表していく流れとなります。その中で、手話につきましては、 別に手話懇話会がございますので、前回同様、意見を聴取しまして、埼玉県自立支援協議会や、 埼玉県社会福祉審議会にも同様に意見を頂戴しまして、可能なかぎり計画に反映する予定でご ざいます。さらに、県民コメントも募集しまして、県民の意見を可能なかぎり反映していく予 定でございます。そして、最終的には計画案を県議会に報告するという流れになります。以上 のとおり、第6期の策定時と同様のスケジュールを予定してございます。説明は以上でござい ます。

(佐藤委員)

ありがとうございました。今期までの委員の方もいれば、継続の方もいます。Bチーム、C チームにつきましては、リーダーが代わられることになるでしょうから、引き継ぎをしていた だいて、今回の意見がしっかりとつながっていくように配慮をお願いしたいと思います。

今の部分について、よろしいでしょうか。皆さんお忙しい中恐れ入りますが、スケジュールが示されましたら、予定していただきますようお願いいたします。最後に「その他」とありますが、まずは委員の皆様の方からお願いいたします。当日資料として、きょうされんから配布もあります。

(小野寺委員)

お疲れ様です。きょうされんの全国大会が今年8月30日、31日に大宮ソニックシティ、障害者交流センターで開催されます。対面で開催できなかった中で、首都圏である埼玉から発信しましょうということで、2,500名対面で開催します。自分が実行委員長を務めるということになっています。裏面に内容が書かれています。先ほどあった障害者権利条約についても出てきます。国連の事務局の伊藤さんにも来ていただきます。また、埼玉県障害者協議会の田中さんにも御登壇いただく予定でございます。実行委員として、発達障害福祉協会の長岡さんや精神障害者社会福祉事業所運営協議会の関口さんも加わっていただいています。ボランティアも募集しておりますので、ぜひそういった形でも学生さんなどに協力をお願いしたいと思っています。。

(佐藤委員)

よろしくお願いいたします。山中委員はいかがでしょうか。

(山中委員)

埼玉県精神障害者家族会連合会に所属しています。各精神障害者家族会連合会の集まりであるみんなネットとして全国大会を昨年広島で開催しまして、今年は埼玉で10月14日と15

日に開催される予定です。講師等はまだ検討中ですが、チラシ等もきょうされんのものを参考に作りたいと思います。また出来上がりましたら配布させていただくかもしれませんが、よろしくお願いいたします。大会のテーマは、家族任せにしない社会です。障害とかいろいろな問題をなんでも家族に任せて、家族を支援に組み込んでしまう。それをどうにかしましょう、もっと社会全体で変えませんか。ということがテーマです。ありがとうございます。

(佐藤委員)

他の委員さんからいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局の方はいかがで しょうか。

(事務局)

事務局の方から特にございません。

(佐藤委員)

それでは本日、協議会の議事は、皆さんの御協力により、時間内に円滑に運営することができました。ご協力のほど、ありがとうございました。それでは事務局の方に司会をお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして本日の協議会が、今期最後の協議会となります。ここ で改めまして、障害者福祉推進課長からご挨拶を申し上げます。

(障害者福祉推進課長 鈴木)

改めまして、御挨拶を申し上げます。本日もご熱心に議論いただきまして、ありがとうございました。それぞれのお立場から様々なご意見をいただきました。さて、本協議会の委員の皆様の任期は、今年の5月27日をもちまして満了となります。令和3年5月28日から、この2年間、これまでに6回の協議会と、延べ18回のワーキングチームが開かれました。この間の佐藤会長をはじめとする委員の皆様方の、大変なご尽力に対しまして、心より厚く御礼申し上げます。また、ワーキングチームリーダーをお務めいただきました曽根委員、大島委員をはじめ、今期をもって退任される委員の皆様方におかれましては、大変貴重なご意見を賜りまし

たことを、この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。協議会の意見を踏まえ、次期 計画も、より良いものとしていけるよう進めて参りたいと存じます。誠に簡単ではございます が、お礼の言葉に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、令和4年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。

令和5年2月15日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 福嶋 勉

議事録署名委員 民谷 久雄